

標準報酬月額の時決定

共済組合は、組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、**4月～6月までの3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定**します。この決定のことを毎年定期的実施することから、「時決定」といいます。

30年の時決定は7月に決定され、これにより決定された標準報酬月額は原則として、30年9月から31年8月まで適用になり、掛金が計算されます。



● 時決定のイメージ



標準報酬等級表に当てはめる

報酬月額	等級			標準報酬月額
	短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険	
：	：	：	：	：
310,000円以上 330,000円未満	第19級	第19級	第20級	320,000円
330,000円以上 350,000円未満	第20級	第20級	第21級	340,000円
350,000円以上 370,000円未満	第21級	第21級	第22級	360,000円
：	：	：	：	：

標準報酬月額
340,000円

短期給付・退職等年金給付
第20級
厚生年金保険
第21級

標準報酬月額の決定・改定の時期と適用期間

		適用期間		
組合員の資格を取得した場合※	資格取得時決定 (法第43条第8項)	1月～5月に決定	組合員資格を取得した日から	その年の8月まで
		6月～12月に決定		翌年の8月まで
毎年7月1日に引き続き組合員である場合	時決定 (法第43条第5項)	9月から翌年の8月まで (6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者及び7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われた者又は行われる見込みの者については時決定は行わない)		
報酬に著しい変動等があった場合	随時改定 (法第43条第10項)	1月～6月に決定	変動が継続した4か月目から	その年の8月まで
		7月～12月に決定		翌年の8月まで

※新規採用の場合でも、講師などで、既に公立学校共済組合の資格を取得している場合は、資格取得時決定は行いません。

厚生年金保険料率は、平成30年9月から変更となります。(単位:千分率)

平成30年8月まで
保険料率 89.93%

平成30年9月から
保険料率 91.5%

